特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子·父子·寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和6年6月28日

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第31条の6,第32条,附則第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第15条第2項,第31条の6第1項,第31条の6第2項,第31条の6第3項,第31条の6第5項の償還免除の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・公金受取口座情報の取得に関する事務
③システムの名称	呉市母子父子寡婦福祉資金システム、団体内統合利用番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル	L名
母子父子寡婦福祉資金シス	テムファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条, 別表の63, 135の項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	【情報照会】 〇番号法第19条第8号, 別表の63, 135の項 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表88, 160の項 【情報提供】 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	こども部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℡ 0823-25-3173
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ

呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 IEL 0823-25-3173

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		平成31年2月8日 時点					
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		1)	(選択肢>)(基礎項目評価書表で)(基礎項目評価書及で)(基礎項目評価書及で)	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	}である]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1) 2)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				0]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ ८.) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) :) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	}である]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである]	1)	(選択肢>)) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	1) 2)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	検	[] [内部監査	[] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れて行っ) 十分に行っている) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	子育て支援課長 竹之内 健	子育て支援課長 是貞 聡志	事後	人事異動
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長 是貞 聡志	子育て支援課長	事後	項目変更
平成31年2月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年2月8日時点	事後	
平成31年2月22日	Ⅳリスク対策		(項目追加)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第19条第8号 別表第二	事後	番号利用法の改正
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第31条の6,第32条,附則第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第15条第2項,第31条の6第1項,第31条の6第2項,第31条の6第3項,第31条の6第5項の償還免除の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第31条の6,第32条,附則第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条,第15条第2項,第31条の6第1項,第31条の6第2項,第31条の6第3項,第31条の6第5項の償還免除の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・公金受取口座情報の取得に関する事務	事後	公金受取口座情報の提供開 始
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・第9条第1項 別表第一43項	•第9条第1項 別表第一43,101項	事後	公金受取口座情報の提供開 始
令和4年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26,30,87項 情報照会の根拠:63,121項	事後	公金受取口座情報の提供開 始
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉保健部子育て支援課	こども部こども支援課	事前	担当部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長	こども支援課長	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℡ 0823-25-3173	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Li 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℡ 0823-25-3173	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Li 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一43,101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第34条	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条,別表の63,135の項	事後	番号法の改正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平		事後	番号法の改正